

令和5年第6回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和5年6月14日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
税務課長	小田長光仁君	住民生活課長	木村英彰君
福祉保健課長	高橋勉君	農政課長	中田裕克君
商工観光交流課長	今野武俊君	建設課長	高橋博和君
会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君	農業委員長	高橋正尚君
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦君	教育長	栗林守君
教育推進監	青谷千里君	教育推進課長	佐々木寿人君
生涯学習課長	大澤修君	代表監査委員	高橋信雄君
選挙管理委員会 書記長	高橋穰君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓	兼議事班長	

---

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（森元淑雄君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、5名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

---

◇深澤 均 君

○議長（森元淑雄君） 最初に、7番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇願います。

（7番 深澤 均君 登壇）

○7番（深澤 均君） 通告に従って質問をしてみたいです。

第1点目は、脱炭素社会への取組についてでございます。

町では、脱炭素社会への取組の一環として役場庁舎のLED化に取り組み、今後全ての公共施設の実施を計画しています。これはLED照明を温暖化対策の重要な施策に位置づけている国の実行計画に準じた取組でもあります。

LED照明は長寿命で消費電力の大幅な低減は言うに及ばず、点灯時の発熱量も少なく、空調の節電にもなり得るなど、既存の照明に比べ70%のCO<sub>2</sub>の削減につながるとされています。さらに、水銀や鉛、カドミウムを使用していないため、廃棄処理が容易かつ、紫外線などの有害光線が少なく、人や環境に優しいという特徴があります。

このようなことから、政府はLED照明の導入を2030年までに100%にする目標を掲げています。このような脱炭素社会への取組は、地球全体の課題でもあり、国や自治体の取組だけでなく

社会全体で取り組む必要があると考えます。

そこで伺いますが、町の公共施設以外の町の明かり、防犯灯や街路灯のLED化はどれくらい進んでいるのか。今後、各家庭、町民のLED照明の導入の取組に関し、町としての取組を町長はどのようにお考えか伺います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

町内には、防犯灯、道路照明灯が2,859基ありますが、そのうちLED化しているものが2,086基、約73%となっております。また、残りの773基のうち723基は、従来の水銀灯と比較して約60%の消費電力である無電極ランプ灯ですので、防犯灯等の約99%で省エネ化対応していることとなります。これにより、電気料金は、平成26年度に年間約2,000万円であったものが、令和4年度には約960万円まで減少しているところです。また、残り50基については水銀灯などです。引き続き、計画的にLED化を進めてまいりたいと存じます。

なお、議員ご説明のとおり、町では役場庁舎の照明も今年度LEDに交換する工事を実施することとしており、役場庁舎以外の公共施設についても、引き続き計画的にLED化してまいりたいと考えております。

家庭におけるLED照明の導入促進についてですが、今年度より秋田県住宅リフォーム推進事業において「断熱・省エネ」改修工事の項目が追加され、LED照明も含んで補助対象になりました。

また、町の住宅リフォーム緊急支援事業の補助対象も、県の補助対象に準拠しているため、町でも今年度より、LED照明を補助対象にしているところです。

こうした事業の活用には、それぞれの事業において補助要件を満たすことが前提となりますので、今後、県及び町の事業内容及び補助要件等を広くご認識していただくよう、町民に対してさらに周知してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 私、一般質問に通告を出してから家電量販店に出かけた折に、照明売場のほうへちょっと足を向けてみました。そうすると、ほとんどの、ほとんどというか100%照明器具

がLED化、LEDの器具に代わっていました。ランプの売場へ来ると、既存の蛍光ランプなり何なりが置いてありましたけれども、うちへ帰ってきて、かなり進んでいるなというふうに思って調べてみたところ、生産現場では2019年にもう既存の照明器具がもう生産中止になっているということでありました。交換用のランプについても、大手5社のうちの1社だけが生産を続けているということで、その全体の生産量は激減しているというふうな、そういう状況のようでありました。

こうすることで、政府が言う2030年に100%LED化になる可能性は非常に高いのだなというふうに感じたところであります。

今、町長の答弁の中に、リフォーム事業の中に組み入れてというような発言がありましたけれども、私も実は、支援策としてはリフォーム事業にLED化するに当たって加算額を設けたり何なりするのが一番適当なのではないかなというふうに思ってございましたけれども、ちょっと気になるところが、事業の対象になるところがちょっと気になるところでございまして、そこら辺詳しく、分かる範囲内でちょっとお答えは可能ですか。お願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

対象工事としては、町、県、それぞれあるんですけども、共通するのは、ともにリフォーム工事が費用50万円以上であることということになっております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「よろしいです」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均君） それでは、体育施設の空調設備の設置についてお伺いをいたします。

ここ一、二年、体育館の空調設備の設置を望む声を聞きます。主に子供を持つ保護者の声であります。子供の声を受けての発言と想像できるところであります。

近年、報道では、熱中症による被害発生が頻繁に伝えられている状況にあり、特に学校では集団発生するのが特徴のように思います。中でも体育館は、文字どおり体育をする場所で、体育授業であったり、部活やスポ少など体を動かすことで熱が放出され室温を押し上げる要因となっています。被害の状況ですが、ほとんどが軽症で回復しているようですが、中にはまれに重篤な症状に陥る例などもあり、決して油断は禁物と思います。

今後、ますます気温の上昇が予想される状況下、小・中学校の体育館及び屋内体育施設の空調設備は必要不可欠な対応と考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

夏場の体育館は、建物全体が直射日光を受けるため、室温が高くなりやすく、換気を行っても外気温が高いことにより熱が籠りやすい状況となっております。

夏場に体育館で活動する際の町内各小・中学校の対応としては、指導者が適度な休憩と水分補給の時間を取ることをしっかりと意識し、子供たちの十分な健康観察を行いながら対応しているところです。

また、熱中症警戒アラートが発表された場合は、体育の授業を中止するとともに、放課後の部活動を中止するなどの対応を取って熱中症の予防に努めているところです。

小・中学校の体育館のエアコンの設置状況ですが、令和4年9月1日に文部科学省が発表した統計によりますと、秋田県の公立小・中学校における体育館等のエアコン設置率は1.6%でありました。

町内の各小・中学校の体育館の利用状況ですが、1年間の授業時数に対する体育の授業の割合は、どの学年も約10%であります。また、体育では、屋外を利用する場合も多くあるため、体育館の利用頻度はさらに下がるものと考えます。

また、部活動やスポ少の練習等での使用は、主に夕方からであり、日中に比べると気温も穏やかになってくる時間帯となります。

万が一、児童生徒が体調を崩した場合には、直ちに冷房が完備されている保健室や普通教室等で必要な措置を講じることとしております。

なお、過去3年間で熱中症と思われる症状で病院に救急搬送されたケースはありませんでした。

このようなことを踏まえまして、現段階では学校体育館への冷房設備の設置は考えておらず、今後の取組といたしましては、学校施設の機能向上や長寿命化など、様々な課題を検討しながら改修・改善の優先度を考慮しつつ、教育環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

また、社会体育施設につきましては、秋田県スポーツ施設協会に加盟している団体が管理している県内体育館施設173か所のうち、エアコンの設置は2か所で、設置率は1.2%であります。

社会体育施設にエアコンを設置する場合には、各種大会に対応するため、バドミントンや

卓球など競技によっては風の影響に配慮した空調システムの導入が必要で、全面的な改修工事が不可欠となり、多くのコストと長期にわたる工事が必要となることが想定されるため、現段階では難しいものと考えております。

なお、過去3年間において確認したところ、町内5か所の体育館では、熱中症による救急搬送に至ったケースはないとのことでした。

熱中症予防に関しては、スポーツ庁からの通知に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会が発行している「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を参考に、指導者や大会主催者等への周知を図っております。また、体調不良の際には、施設内のエアコンのある部屋で早期休養を促すなど、引き続き予防や対応周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均君の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均君） 通告を出してからの話でありますけれども、ちょっと調べてみましたら、政府のコメントというかそういうのがありまして、熱中症対策として、今後10年間に熱中症で死亡者を半減させる目標を掲げている。高齢者はもちろんですけれども、その中に、子供への対策ということで、教室や体育館の冷房設備を支援していくというようなコメントとございますか、そういうものが載っていました。正式な見解ではないかもしれませんが、こちらにそういう趣旨の連絡が届いていないということは、まだ具体的には決まっていなかったらというふうに思いますけれども、第一は、子供たちの安全が第一であると思います、教育現場においては。いろいろな発言をできない、我慢するというような環境にもあるでしょうし、今までなかったからこれからはないという、そういう保障もございません。できれば使用時間なり何なりは少ないでしょうけれども、安全という観点から、やはり今後は政府の支援策があるとすれば、そういう方向に向かっていくべきものだろうなというふうに思っていますけれども、そこら辺の見解、もしよろしかったらお願いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（栗林 守君） 体育館等に対する国の補助事業等につきましては、私たちも注視しながら、これからの対応に検討を加えていきたいと思っております。注視してまいりたいと思っております。

また、日頃のやっぱり子供たちへの熱中症予防の対応等の指導がやっぱり大事なことになってくると思いますので、その辺については、各学校工夫しながら進めておりますから、引き続き、今までないからということではなくて、万が一の場合に備えて指導を継続してまい

りたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、深澤 均君の一般質問を終わります。

---

◇長谷川 幸子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、14番、長谷川幸子君の一般質問を許可いたします。長谷川幸子君、登壇願います。

（14番 長谷川幸子君 登壇）

○14番（長谷川幸子君） おはようございます。

通告に従い一般質問いたします。

はじめに、熱中症対策の推進についてを質問いたします。

気候変動により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、過去5年平均で年間1,000人を超えています。今後、地球温暖化が進行すれば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれ、熱中症による被害がさらに拡大する恐れがあります。こうした状況を踏まえ、熱中症発生の予防を強化する取組が必要と考えます。

そこで、以下5点について質問いたします。

熱中症は、適切な予防や対処が実施されれば、死亡や重症化を防ぐことができます。熱中症は命に関わることから、熱中症対応マニュアルなどの作成や暑さ指数（WBGT）、Wet Bulb Globe Temperature、これは湿球黒球温度というものですが、こちらの認知度向上や行動変容につながる情報発信も必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

2、熱中症を予防するためには、脱水と体温の上昇を抑えることが基本とされています。熱中症死亡者の多くを占めている熱中症弱者と呼ばれる高齢者に熱中症予防の行動を意識していただくことも重要です。高齢者は暑さや喉の渇きに対して敏感ではなくなっていることもあります。消防庁の調査によると、熱中症による緊急搬送者の約5割が高齢者となっています。

そこで、効果的な熱中症予防を進めるために介護や福祉関係の団体が連携していくことが必要ではないでしょうか。どのような取組を進めているのかお聞かせください。

3、いざ高温になったとき、エアコンが動かないとかエアコンのフィルターが汚れていて部屋が冷えないなど、エアコンのトラブルが命に関わる危険性もあります。熱中症による救急搬送者における発生場所の7割が屋内となっています。熱中症予防のためには、クーリングシェルター



の整備に併せて外出が難しい高齢者世帯のエアコンの点検や整備の推進が必要と思います。積極的な勧奨も必要かと思いますが、見解をお聞かせください。

4、電気料金が高騰する中で、エアコンの利用を控えたりする方も少なくないと思います。特に高齢者は節約意識が高い方も多いと思います。そこで、熱中症特別警戒情報が発令されたときに、ためらうことなくエアコンのスイッチを活用できる環境の整備も必要かと思いますが、電気代の高騰への対応も含めて低所得者に対して適切な支援が必要かと考えますが、見解をお聞かせください。

5、学校における子供の熱中症を防ぐための取組も大変に重要です。本町では普通教室の空調設備が100%整備されているところです。ただ、普通教室の空調設備温度管理がどのように行われているのか、また、子供たちの通学時の熱中症予防対策も必要と考えますが、どのような取組がなされているのか。また、熱中症特別警戒情報が発令された場合、どのような対応をしていくのかお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

気候変動適応の一分野となる熱中症対策については、令和5年4月28日に成立した「気候変動適応法」の一部改正を踏まえ、5月30日に「熱中症対策実行計画」が閣議決定されました。

その計画には、議員ご説明のWBGT、つまり、暑さ指数や気温の観測及び予測情報等の提供が記されており、環境省において全国840地点の暑さ指数を算出し、熱中症予防情報サイトにおいて実況値や当日から翌々日までの予測値を公開するとともに、地方公共団体による住民への熱中症予防に資する情報をホームページ等を通じて発信するとしております。

ちなみに、これまでの町の対応についてですが、令和2年度に熱中症予防に関するチラシを全戸配布しているほか、例年7月から9月の毎週月、水、金曜日に、防災行政無線で注意喚起を行っているところです。また、熱中症予防方法や対処方法についても、環境省の熱中症予防情報サイトに町のホームページから閲覧できるリンクを設定し、その予防及び対処に資するように努めているところです。さらに、今後は、直近の町広報7月号において、熱中症対策に関する特集を企画し、その予防と対処に向けた情報発信を強化していく予定としております。

なお、暑さ指数については、平成18年度から環境省より情報提供が始まっておりますが、熱中症対策実行計画が閣議決定されたことを契機に、改めて各種媒体を通じた認知度向上に努めてまいります。

次に、高齢者の熱中症予防の取組についてですが、熱中症により救急搬送される方の半数以上が65歳以上の高齢者である実態を踏まえ、令和3年度から75歳以上の方のみの世帯を対象に行っている町の「高齢者世帯実態把握調査」において、熱中症予防についても、夏期訪問時には注意喚起してきているところです。さらに今年度は、改めて「熱中症を衣・食・住で防ごう」というパンフレットを用意し、熱中症にならない工夫についてわかりやすくアドバイスする予定であります。

また、各地域のふれあいサロンや老人クラブに町職員と講師が出向いて実施している「介護予防教室」では、町職員が認知症予防や季節に合わせた体調管理の講話も行っており、今年度の熱中症が心配される時期においても、パンフレット配布と予防に関する講話を行う予定としております。

また、町では、高齢者の見守りを兼ねた配食サービス事業を町社会福祉協議会に委託しておりますが、今年度の夏期の弁当配達時には、熱中症予防の声かけを強化するよう依頼するとともに、先般、大曲仙北広域市町村圏組合より依頼のあった高齢者向け熱中症予防のチラシ配布について、民生児童委員に配布依頼をし、担当地域の高齢者等に個別に配布していただくことで、啓発効果を高めてまいりたいと考えております。

加えまして、議員ご質問の介護サービスを実施している事業所や福祉サービスを実施している社会福祉法人等についても、改めて熱中症予防に関する啓発活動の協力依頼を行ってまいりたいと存じます。

次に、「クーリングシェルター」の整備とエアコンの点検整備の推進についてですが、気候変動適応法改正により、市町村長は、極端な高温時に暑さから避けるための「指定暑熱避難施設」、いわゆる「クーリングシェルター」を指定することができることが規定されました。あらかじめ冷房設備を有する公共施設や商業施設を「クーリングシェルター」として指定し、熱中症特別警戒アラートの発表期間中は施設を開放するというものです。国では今後、「クーリングシェルター」の要件等について検討を進め、来年春にこの改正法を施行する予定ですので、国が規定する要件の詳細等を受けて、指定に関する対応を検討してまいりたいと存じます。

エアコン点検等の積極的な勧奨につきましては、介護予防教室等で配布するパンフレットにおいて、エアコンを使った室温調整の有効性を啓発しているほか、併せて早めの点検、試運転も口頭で注意喚起しておりますが、改めて、さきに述べました町広報7月号における熱中症対策に関する特集記事において注意喚起してまいりたいと存じます。

また、電気料金の高騰に対して低所得者にさらなる支援が必要ではないかとのことですが、今

年度町では、食費等の物価高騰に対し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対して、5月19日「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金事業」による給付金を給付しているほか、エネルギー・食料品等価格高騰に伴う支援として、低所得世帯に対して「エネルギー・食料品等価格高騰支援事業」による給付金の確認書を6月9日に送付し、ご確認を得た後に、6月16日から順次給付することとしているところです。

このように現在進行形で、現下の状況に対する支援を行っているところですので、さらなる支援を検討する状況にはないものと認識しております。

なお、エアコンの購入に当たっては、現在、県で実施している「あきた省エネ家電購入応援キャンペーン」において、一定の省エネ性能を有するエアコンの購入に対して助成制度が設けられておりますので、制度の活用も検討していただくよう、広報等で周知に努めてまいりたいと存じます。

議員の次のご質問に対する答弁につきましては、教育長に答弁させますので、私からの答弁は以上です。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） 学校における熱中症対策の取組についてお答えします。

各小・中学校では、熱中症予防や熱中症が疑われる事態になった場合の対応などについて、校内で毎年研修を行っています。

体育やスポーツ活動時に、指導者は暑さ指数や熱中症の危険度を把握しながら指導しており、状況によっては活動の中止、活動場所及び内容の変更、活動時間の短縮などの対応をしています。

また、屋外での活動では、帽子の着用や適切な水分補給、日陰での休息等、基本的な熱中症の予防対策を講じております。プールでの活動は小学校だけですが、プールサイドが高温になりやすいことや、水中においても、発汗・脱水があることに留意し、他の体育的活動と同様に、熱中症に気をつけながら指導しています。

特に熱中症警戒アラートが発表された場合には、屋外やプールでの活動は原則中止としております。

教室や特別教室の空調設備使用については、町の定めました運用指針に従って、教員が適切な運用に努めております。感染症対策のため少し窓を開けるなど換気を行うこと、サーキュレーターや扇風機などを一緒に動かすこと、適宜カーテンを使用したり、送風角度の調整

を行ったりすることなど、それぞれ工夫しています。さらに、タイマーを上手に使うことで一斉にスイッチを入れることによる停電を防いだり、省エネを心がけたりする努力も行っています。

登下校時には、児童生徒に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分の補給について指導していますし、保護者に対しても「保健だより」や「学校報」等を通じて熱中症対策を呼びかけています。

以上のように、各学校でそれぞれ工夫しながら子供たちを熱中症から守る努力を続けております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○14番（長谷川幸子君） 次に、「通学用リュックサック」の無償配布をの質問をさせていただきます。

3年以上に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大による社会経済の悪化やウクライナ侵略に起因する電気・ガス料金等や食料品をはじめ物価の高騰が続いています。

このような状況の中、小学校1年生の入学準備をする保護者にとって「ランドセル」の購入が家計を圧迫しています。

一般社団法人日本鞆協会ランドセル工業会が毎年行っているランドセル購入に関する調査において、本年4月小学校に入学する児童に新しくランドセルを購入した方に実施した調査によると、最も人気が高いランドセルは6万5,000円以上で33.3%、次に、5万5,000円から6万4,999円が24.4%、4万円から5万4,999円が18.1%とのことで、購入金額の平均は5万8,524円で、前年よりも2,000円以上上昇したそうです。

1人分の購入額で約6万円となると、双子などの多子世帯では、その人数分の出費となり、かなりの負担となります。

富山県立山町では、保護者の経済的負担軽減を目的として、ランドセルの代替品をプロポーザルによって決定した株式会社モンベルにデザイン案の作成を委託、「ランドセル」と同程度の機能や耐久性を備え、さらに防水性と軽量化を実現した通学用リュックサック「わんパック」を税込み1万円以下で製作を依頼し、本年4月、新入学児童へ無償配布を行いました。町は、使用の強要はしないこととし、無償配布に該当しない在校生、児童以外の方も購入を可能としているそうです。

保護者からは、「軽いし格好いいし、これで十分」「ランドセルのほかに買うものがいっぱいあるので、無料でもらえるのなら使います」「日によってランドセルにしたりリュックサックにしたり、変えてもいいかと思えます」という声があり、子供たちからは、「軽くて背負いやすい」「中が広くて何でも入りそう」などの感想があったということです。

これまでもランドセルの無償配布や一部助成をする自治体がありましたが、立山町を皮切りに全国各地で通学用リュックサックの導入、または導入を計画する自治体が増えてきております。

そこで質問ですが、本町は株式会社モンベルと包括連携協定を締結しております。保護者の経済的負担軽減のため、美郷らしさをデザインしたモンベルの通学用リュックサックの無償配布ができないものか、町長にお伺いします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ランドセルの購入について、ご負担に感じていらっしゃるご家庭もおありのことと、私も認識しております。

こうしたことを踏まえ、町では「第3次美郷町総合計画」の策定検討において、子育て世代の子供に係る経済的支援の必要性を捉え、出生祝金に加えて入学時の負担軽減についても検討してきたところです。

具体的には、児童の通学用かばんに関する学校の裁量権は認識しつつ、通学用かばんの変更等の理解が得られるのであれば、通学用リュックサックを小学校新入学児童に無償で配布するという案、入学関連経費に広く活用できる現金を給付する案について比較検討しております。

検討の結果、無償配布することで利用に関する同調圧力が生じないかという懸念、多種多様な色やデザインがあるランドセルの中から長きにわたり使用するものを自分で決められるという選択の自由性、また、祖父母が孫のために買ってあげたいという思いの存在などを考慮し、現金給付のほうが望ましいと判断、小学校及び中学校に入学する児童生徒の保護者に対して1人3万円の入学祝金を給付しているところです。

なお、県外自治体の例ですが、令和5年度の新入学児童に無償配布した通学用リュックサックの使用状況については、178人中70人が使用し、約39%の使用率とのことで、ほかの新入学児童はランドセルを使用しているとのことでした。

以上のことを踏まえ、入学関連経費に広くご活用いただける入学祝金の給付を今後も継続する

ことで保護者の経済的負担軽減につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、14番、長谷川幸子君の一般質問を終わります。

---

#### ◇高橋邦武君

○議長（森元淑雄君） 次に、6番、高橋邦武君の一般質問を許可いたします。高橋邦武君、登壇願います。

（6番 高橋邦武君 登壇）

○6番（高橋邦武君） 通告に基づき、にぎわいで活気があふれるまちづくりについて一般質問いたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に引下げとなり、感染防止対策に留意しながら経済の本格的な回復を図っていく局面となりました。

国の関係省庁において、今年度は攻めの政策を展開していくこととしており、県においても、エネルギーや食料等の優位性をさらに伸ばし、多くの人を引きつける秋田を目指しています。

人口が減り、少子高齢化が進む中、ウイズコロナにおいても国内外との交流人口・関係人口は、その拡大の重要性に変わりなく、地域の活力の維持・発展に不可欠なものとなっています。

我が町には、自然・歴史・文化・産業・飲食・花木など、特色を持つ地域資源があり、魅力は十分にありますが、人がにぎわい、企業・自治体・教育機関等との連携・交流で、人・もの・情報がつながり、活気があふれる段階までには至っておりません。

六郷地域は、県の都市計画で大曲都市計画区域に含まれており、地域中心商業地として住民の日常生活に密着した商店街が形成されています。

商店街ににぎわいを創出する観点から、平成30年4月から令和3年3月まで「まちなかエリア活性化構想」に基づくアクションプランが実施されました。

目標とする指標は、空き店舗等の利活用3件、商店街の売上げの伸び率9.3%でありましたが、数値を含めた実施計画の結果と町の役割についてお伺いいたします。

当該計画では、名水市場湧太郎について、観光・産業活性化・交流の3拠点の役割を持っており、有効に利活用することとしていました。

今年度は、多目的スペースとして活用できるよう整備に着手しましたが、例えばボランティアガイドや朝市など、観光や産業活性化の面で取組を強化することが必要ではないでしょうか。

また、旧志ら梅酒造の跡地については、駐車場として活用すると新聞報道されましたが、商業地域における公共機能としての利用価値をまちづくりにどのように生かしていくのかお伺いいたします。

次に、観光は、学習・社会貢献・地域交流の機会であり、豊かな人生の活力を生み出す一方、観光を通じて住民が自らの地域に誇りと愛着を感じることは、地域社会の持続的な発展を可能にすると思います。

県では、観光地域づくり法人（DMO）や観光協会を中心とした地域の特性に応じた観光地経営を促進する体制づくりに向け支援しています。

DMOや観光協会がない我が町の観光振興計画では、地域資源活用協議会が推進体制の中心的役割を担うこととしていますが、幅広い業種や地域住民が連携した観光地域づくりをどのように充実させていくのかお伺いいたします。

また、鉄道やバス路線から離れた観光施設等へのアクセスはタクシーやレンタカーに限られるため、二次交通の課題解消が求められています。

県では、人工知能（AI）、オンデマンド乗合タクシーやスマートフォン活用のMaaS（マース）など二次アクセスの整備による観光客の利便性の向上を支援しています。

町では、今般、観光客の二次交通に関する実証実験を行うなど、送迎等のタクシーやバスを継続検討していますが、秋田空港や大曲・角館・横手・飯詰・後三年の各駅からのアクセス方針が必要と思いますので、民間事業者と連携した新たな交通システムの構築についてお伺いいたします。

次に、過疎地などに移住して地域活性化を担う「地域おこし協力隊」の隊員は、昨年度に全国で6,447人となり、総務省は令和8年度までに隊員数を1万人にしたい考えで応募者を増やすための施策を拡充しています。

私は、令和2年12月の定例会一般質問で、町の魅力を発信するため、SNSに精通した若者を協力隊員として採用してはいかがかと提案しましたが、町長の答弁は、令和3年度に日本航空株式会社の関連会社より社員派遣を受ける予定で、4年度以降は改めて検討していくとのことでした。

県内の22市町村は受入実績があり、中でも東成瀬村の協力隊は49人で、第三セクター「なるテック」でのIT関連業務やYouTube等による情報発信などを行っており、その成果が注目されていますが、任期後の町内定住を見据えた採用が必要であり、募集の可能性、活動内容、採用基準などについてお伺いいたします。

最後に、昨年7月の県町村議会議員研修会で、三菱総合研究所の松田智生主席研究員が「アフターコロナの働き方改革、逆参勤交代のススメ」と題し講演され、その後、彼の知己を得ました。

逆参勤交代とは、大都市圏の企業社員が地方に住み、期間限定でリモートワークを行う関係人口となり、働き方改革と地方創生を同時に実現する構想です。

実施する企業には、人材育成・ビジネス強化・健康経営などのメリットがあることから、旅先で仕事をする「ワーケーション」とは違う地域と交流する働き方を町と交流・連携協力している企業に働きかけるなど、新たなワーケーションを促す取組ができないかお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、「まちなかエリア活性化構想」に基づくアクションプランの目標指標と実績値についてですが、空き店舗等の利活用は、目標値3件に対して15件の実績となっております。「まちなかエリア活性化推進事業」や「空き店舗対策事業」「起業者総合支援事業」などの支援策が功を奏し、目標を大きく上回る実績につながったものと認識しております。

商店街の売上げの伸び率は、目標値プラス9.3%に対してマイナス2.6%となりました。これに関しては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかったものと捉えております。

このように、売上げの伸び率は目標値に届かなかったものの、多数の店舗が出店した結果、にぎわい創出としての成果はあったものと認識しております。

次に、町の役割についてですが、アクションプランの計画期間中においては、機運醸成や民間と行政の連携体制の構築を主たる狙いに、まちなかエリア活性化実行委員会の事務局として、全体の機運醸成に努めるとともに、関係各所との情報共有と連絡調整による連携体制の構築に努めてまいりました。また構想の実現に向けて支援策の制度化を図るなど、多くの役割を担ってきたものと認識しております。なお、計画期間終了後においても、「まちなかエリア活性化構想」実現に向けた民間事業者からの相談への対応や、「空き店舗対策事業」「起業者総合支援事業」を継続実施し、切れ目ないサポートを行っているところです。

次に、名水市場湧太郎に関してですが、現在の水文館部分を多目的な空間としてリノベーションすることで、町民や観光客等が気軽に利用でき、様々なイベントなどにもフレキシブルに対応できるよう、現在、整備を進めております。

こうした整備に伴う今後の活用についてですが、名水市場湧太郎及び、併せて整備する観光案



内休憩所を一体的な機能として活用することを検討しております。

具体的には、六郷湧水群散策について、名水市場湧太郎を始発点とし、観光案内休憩所を経由させることで、湧水に関する学習・体験の幅を広げるとともに、両施設において飲食や特産品、町内の観光コンテンツ全般の情報発信を重ねて行うことで、発信情報の浸透度を高め、町内を探索しようとする意欲を喚起させてまいりたいと考えております。

また、水文館から転用する多目的スペースについては、現在、リノベーション後の運用について、施設の指定管理者であるあきた美郷づくり株式会社、テナント会、観光ガイド、地域づくり関係者などと議論を深めているところであり、現段階で具体的な取組を申し上げる段階にはありませんが、いずれ魅力的で多様なイベントや催しなどで施設の訴求力を高め、観光につなげるとともに、その結果、魅力ある商品や製品の消費・購入につなげていくよう努めてまいりたいと存じます。

旧志ら梅酒造の跡地利用については、当面の間、その一部について、名水市場湧太郎やまちなかにおけるイベント時の臨時駐車場として活用したいと考えており、イベント時に慢性的に発生していた名水市場湧太郎の駐車場不足の解消を図るとともに、まちなかの迷惑駐車等の防止につなげてまいりたいと考えているところです。

現在のところ、7月下旬までには解体工事が完了する予定ですので、8月中旬に開催予定の大きいイベントには、要請があれば臨時駐車場として利用に供することができるものと考えております。

こうした利用を少しずつ重ねることによって、当該地の公共用地としての利用価値を浸透させ、ひいては行きやすい商業地としての認識につなげ、大きな意味のまちづくりに資してまいりたいと考えているところです。

次に、幅広い業種や地域住民が連携した観光の地域づくりに関してですが、議員ご説明のとおり、町観光振興計画の推進には、地域資源活用協議会に中心的な役割を担っていただいております。

同協議会は、商工観光交流課が事務局となり、町都市農村交流推進協議会、まちなかエリア活性化実行委員会、美郷町山岳会、農事組合法人、観光・飲食関連事業者、モンベル秋田美郷店、あきた美郷づくり株式会社の関係者、つまりは町民の立場でもある幅広い業種の方々からご参画いただいております、これまで7回の会議を重ねております。地域資源のアイデア出しから、資源同士の組合せによる観光モデルルートの策定など、広く関わっていただいているところです。なお、同協議会は今後も会議を開催していく予定で、幅広い業種の意見を共有し、観光推進に生か

してまいりたいと考えております。

また、観光協会と同様の機能である観光振興業務を受託しているあきた美郷づくり株式会社では、令和4年度に「秋田県県民提案型協働創出事業補助金」が採択され、タイからのインバウンド客誘致に向かっているほか、令和5年度では観光庁の「インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業」に採択され、冬期の誘客増大に向けた取組を加速させるなど、自主的な活動も活発化してきているところです。

また、こうしたそれぞれの取組に、皆さんからご理解をいただき、できる範囲でご協力いただくことが必要かと思っておりますので、折に触れて、各般の媒体を通じて取組の周知に努めるとともに、町民の立場では、例えば、お店を含む町内の観光資源のSNSでの情報発信や観光情報データベースへの投稿、清水周りへの清掃協力や観光客への適切な対応などにご協力いただき、地域全体として連携の取れた観光振興となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、観光に関する二次交通についてですが、誘客促進に向けた課題の一つとして認識しており、実際、公共交通機関を利用する観光客からの問合せも例年あるところです。

そのため、令和4年度より県の「デジタル技術を活用した観光エリア支援事業」を活用し、スタートアップ企業から課題解決に向けた提案を受け、現在、独自のAI技術を利用した乗合サービスの仕組みを展開する株式会社NearMe（ニアミー）と連携し、実証事業に取り組んでいるところです。具体には、今年度のラベンダーまつりに合わせた今月10日より8月12日までの期間、乗合タクシー「ミズモシャトル」を運行しているところです。

本格運用については、国の許認可はもとより、運行するタクシー事業者様のご理解・ご協力を前提とし、同一目的地を目指す不特定多数の乗合率が実施判断の大切な要素となります。そのため、本実証事業を通じ、定量的な利用ニーズ及び乗合率をしっかりと把握し、分析及び判断してまいりたいと考えております。その際、議員ご提案の飯詰駅・後三年駅、さらにはそれ以外の主要駅を起点とするルーティングの可能性についても併せて検討してまいりたいと存じます。

なお、秋田空港を起点とした二次交通については、従来より秋田エアポートライナーがありますので、その利用促進についても引き続きPRに努めてまいりたいと存じます。

次に、交流・関係人口の拡大に関する地域おこし協力隊についてですが、町では平成28年度に美郷町地域おこし協力隊設置要綱を制定し、県主催の合同募集説明会や一般社団法人移住交流推進機構が主催する地域おこしフェアへの参加、東京大田区役所内の美郷町紹介コーナーでのPRなどを通して採用活動を行ってまいりました。しかしながら、応募者の辞退などもあり、残念ながら採用に至っておりません。

そこで、町では、総務省が進める企業版地域おこし協力隊と呼ばれる地域活性化企業人制度を活用することとし、現在、連携協力協定締結企業の日本航空株式会社から社員を派遣いただき、商工観光交流課にて頑張らせていただいているところです。

これまで、観光客誘客や特産品販路開拓など観光分野における業務を担当していただき、観光振興に一定の役割を担っていただいております。

ただ、今年度末をもって、その派遣協定が終了となることから、令和6年度においては、観光分野のほかに、戦略的情報発信によるプロモーション分野、コンピューター技術の活用に着目したICT分野などについて、改めて事業活性化企業人の募集を行うとともに、併せてこうした分野で活動できる地域おこし協力隊の募集も行っていきたいと存じます。

新たなワーケーションを促す取組については、町では今年度、日本航空株式会社秋田支店からの紹介により、ワークスタイル研究会に加入いたしました。

当研究会は、働き方改革を目的の一つとしており、地域との交流や課題解決の意識を持ったワーケーションを取り入れたい企業と自治体によって構成されており、いわば議員ご質問の趣旨に近いものと認識しております。現在、18企業、54自治体の計70人の会員により構成されており、日本航空株式会社が事務局を務めております。

町ではこれまで2回ほど定例会に出席し、ワーケーションの事例紹介を受けながら企業の意向などの情報収集に努めているところで、今後もこうした取組を通じて、交流・関係人口の拡大に資してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武君の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武君） 観光の関係でございますけれども、先ほどの地域資源活用協議会のお話聞きましたが、ここの設置要綱見ますと、新たな観光施策の展開を図るという目的がありますので、非常にまず重要な役割を担う組織であろうと思います。

それで、協議会の委員については、15名以内ということで、先ほどご説明ありましたように、町内で活動を行っている方から委嘱しているということで、現在8名の委員で構成されておりますけれども、要綱の中で町長が必要と認める者に委嘱が可能だということでございますので、例えば県の観光戦略課ですとか、国の秋田運輸支局の職員を委員といたしまして、新たな動きを取り入れるということも必要ではないかと思っております。

それから、新たな人の流れの創出ということで、秋田県、10月に東京の京橋に「あきた暮ら

し・交流拠点センター」をオープンするということが決定したということで、この前新聞報道ありましたけれども、そこでは移住と就職相談のワンストップ化、そして各種交流イベントを実施するということにしておりました。

県の移住定住促進課の話では、市町村も移住相談会ですとかミニイベントですとか、そういった枠を確保するということができるということでございましたので、センターの活用についても検討すべきだというふうに思います。

さらに、県の産業政策課の話では、秋田洋上風力発電事業を進めております、金融の中心であります三菱商事株式会社が、沿岸部だけでなく内陸部においても地域貢献ができないか検討しているということでございました。

今回、三菱総合研究所ということで話をいたしましたけれども、比較的結束力の強い三菱グループでございますので、そういったもので接点が見つかる可能性があるかもしれません。

町長にはまず国や県、そして民間企業を巻き込んだ、にぎわいで活気があふれるまちづくりの実現に向けてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

にぎわいを創出する際に、自分たちの力だけではなくて、他者が持つ力を最大限活用するという観点では、これまでの美郷町の企業との交流はまさにその考え方で行ってきております。

同様に、今後の地域振興、あるいは観光振興につきましても、そうした認識を大切に展開すべきであるという思いを持っておりますので、ただいま事例としてご紹介いただいた三菱商事のお話であったり、県の「あきた暮らし・交流拠点センター」の活用であったり、あるいは、協議会への他公共機関への委嘱であったり、広く考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武君の一般質問を終わります。

○議長（森元淑雄君） 一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前11時02分）

---

（午前11時11分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

---

◇泉 美和子 君

○議長（森元淑雄君） 次に、10番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（10番 泉 美和子君 登壇）

○10番（泉 美和子君） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、マイナンバーカードに関わる問題についてお伺いいたします。

マイナンバーカードをめぐる誤交付、誤登録などトラブルが続出し、制度上の土台を揺るがす中、2024年の秋に健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一本化する改定マイナンバー法が成立しました。

トラブルが相次いでいる中、審議を打ち切り、法案の成立を強行したことは、国民に対する国会の責任放棄だと思います。新聞各紙も社説で拙速過ぎる法律の成立に苦言を呈し、保険証の廃止やさらなるマイナンバーの利用範囲拡大に疑問を投げかけています。

全国の開業医の6割が加入している全国保険医団体連合会（保団連）は採決強行に抗議の声明を発表し、保険証の廃止は無保険扱いとなる者を政策的につくり出す愚策だと厳しく批判し、保険証廃止を中止に追い込む運動を続けると述べています。

保険証廃止に伴い、マイナンバーカード未取得者には資格確認書を発行するとしていますが、本人の申請が必要です。保険証廃止は、保険証1枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の根幹を壊し、無保険者をつくり出すことになりかねません。町長はどのように認識されているのかお伺いいたします。

マイナンバーカードに関するトラブルが様々報道されています。健康保険証と一体化したマイナ保険証に別人の情報が登録されていたという、命を危険にさらすトラブルが7,300件以上も判明しています。ほかにも公金受取口座が他人のマイナンバーに誤登録、コンビニでの別人の証明書交付、別人へのマイナポイント付与などのトラブルが明らかになっていますが、当町ではこのような問題がなかったのかお伺いいたします。

当町のマイナンバーカードの申請率と交付率を伺います。また、保険証にひもづけした割合はどれくらいでしょうか。

改定ナンバー法には、デジタル化推進のためとして戸籍への「氏名の振り仮名」を追加する戸籍法の改定が盛り込まれました。今後生まれる子の名は、行政が一般的な読み方かどうかを審査するとしています。命名権の侵害に当たりかねないとの声が出されています。実際に作業する職員に大きな負担となるものだとも思いますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、現在の保険証を廃止し、マイナンバーカードに保険証機能を持たせた「マイナ保険証」への一元化についてですが、国では、令和6年秋に実施することとしております。これにより「マイナ保険証」の利用申込みをされた住民は、マイナンバーカードで医療機関を受診することになります。

また、諸事情によりマイナンバーカードを取得しない、または、「マイナ保険証」を申し込まない住民に対しては、先ほど議員がご紹介なさったとおり、保険診療を適切に受けられるよう、本人からの申請に基づき、保険者が「資格確認書」を発行し対応することとしております。本人の申請が困難な場合は、家族のほか、施設職員や支援団体による代理申請を、それでもなお資格申請書の申請が期待できない場合には、職権による資格確認書を交付する方針を明らかにしているところです。

マイナンバーカードの保険証利用については、いろいろな考え方はあるものと認識いたしますが、国として各般の状況に対処方法を準備しているほか、処方箋や特定受診履歴などの記録を医療機関で共有し、正確なデータに基づく診療等を受けられるなど、住民にとって適切な医療を受けられる結果につながるのではないかと、私は認識しているところです。

次に、「マイナ保険証」の誤登録などマイナンバーカードのトラブルについてですが、「マイナ保険証」の利用申込みは、役場窓口で手続する場合とパソコンやスマートフォン等で住民が直接申請する場合がありますが、別人が誤って登録された事案は、区市町村課に確認したところ、県内では確認されておりません。

また、今年3月より開始したマイナンバーカードを利用しての住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付サービスですが、5月末までの3か月間の利用実績は417件となっております。他自治体で証明書の誤交付が発見されたことから、直ちに町が委託しているシステム会社に確認したところ、誤交付などのトラブルはありませんでした。

次に、マイナンバーカードの普及、キャッシュレス決済の推進、消費の活性化を目的とした国のマイナポイント事業の申込みですが、町でも役場内に専用窓口を開設しており、令和4年4月から令和5年5月末まで、延べ2,696人の町民が利用されております。これらの窓口を利用した町民に関しては、公金受取口座の誤登録や別人へのマイナポイントの付与などのトラブルは確認されておりません。なお、町民がスマートフォン等で直接申込みした案件における誤登録等につき

ましては、町では確認できません。

次に、マイナンバーカード申請率、交付率、保険証としての利用割合についてです。国に伺ったところ、申請率は令和5年5月末現在で75.7%、交付率は71.4%となっております。マイナ保険証としての利用申込み率は、市区町村ごとの数値が公表されておらず、お答えできません。なお、全国ではマイナンバーカード取得者の65.9%が利用申込みとのことでした。

次に、「戸籍氏名の振り仮名の表記の審査について」ですが、戸籍法が6月2日に改正され、これまでなかった戸籍氏名への「読み仮名」の記載が法制化されました。令和6年にも施行される予定で、全国民が施行後1年以内に本籍地の市区町村への届出が必要とされ、書面かマイナンバーカード取得者向けのサイト「マイナポータル」を利用した届出を国では想定しており、具体的な方策やスケジュールについては、今後、国より示される予定です。

新生児などを初めて戸籍に掲載する際の「読み仮名届出」については、氏名に用いる文字の読み方として「一般に認められているもの」に限ることとなっています。その基準については、法務省が今後通達で示すこととしております。

これら「戸籍事務」については、地方自治法第2条に定める「第1号法定受託事務」であり、このたびの戸籍法改正については、立法府において議論され議決されたものです。こうした状況を踏まえ、法律的な認識を問うご質問について、課題認識の有無を含めて答弁を控えますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） マイナ保険証に関しては、様々な考え方があると町長もおっしゃっていますので、それはそのとおりでと思いますけれども、ただ、今、いろいろなトラブルが続出している中で、強硬に進めていくという、こういうやり方はやっぱり問題ではないのかと。国が決めたことだからといっても、一番その影響を受けるのは、末端の私たち国民、町民ですよね。ですから、私は、まずこういう質問をさせていただいています。

それですね、先ほどお話しいたしました全国保険医連合会、保団連のお医者さんたちが、もうマイナンバーカード保険証で診察をしたり、診察というのか、病院に来られた方々の中でも、様々なもう事故が起こっていて、本人確認のために、紙の現行の保険証を見せてもらって確認をしていると、そういうことをおっしゃっています。ですから、早急に進めていくのではなく、保険証を、今の紙の保険証を廃止するのを、やっぱり考えていく、廃止をやめるということをやっ

ぱり考えていくべきだという、このお医者さんたちの会で言っています。紙の保険証がなくなってしまうたら、いろんな問題が起きたときに、本人かどうかというのを何で確認したらいいのかと、これが本当に心配だということを切々と訴えています。そういうことからすると、やっぱり今の政府のやり方というのは、本当に早急過ぎたのではないかと思いますし、様々な新聞の社説でもそういうことを言っております。

読売新聞の7日付で、社説で、「見直しは今からでも遅くない」と題して、保険証の廃止方針を一旦凍結し、国民の不安を払拭するのが筋だと指摘しております。法律が成立したからといって制度の見直しは不可能だと考えるのは早計だと主張していますけれども、私はこういうことの立場に立って町長もぜひ町民の暮らしを守るといふ、医療、暮らしを守るといふ立場から、町長のさらなる考え方と、また、いろんな機会に国に対して町村会を通じてなど申し入れていくお考えがないのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

泉議員から、保団連の具体のお話を伺いました。そういった事例も否定はいたしませんし、読売新聞の社説で書かれていること、それも受け止めたいと思います。様々な考え方があるということ、それを最初の答弁で申し上げましたが、再質問でご紹介いただいたことも、様々な考え方の一つであろうと思います。法定受託事務ということの重さを私ども行政機関としては受け止めて先ほど答弁いたしておりますので、議員の再質問の趣旨は受け止めつつ、答弁としては先ほどの答弁と同じ形になります。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子君） 会計年度任用職員の処遇改善について質問いたします。

短時間勤務会計年度任用職員にも勤勉手当を支給可能とする地方自治法の改正が成立しました。会計年度任用職員の処遇改善にとって前進です。2020年から施行された会計年度任用職員制度は、一定の成果はあったものの、法の趣旨である同一労働同一賃金には遠く及ばないものと思います。会計年度任用職員が安定した身分で仕事に取り組むことは、町にとっても、町民にとってもとても大事なことだと思います。

今回の改正を踏まえ、ぜひ当町でも期末手当に続き勤勉手当の支給を求めるものですが、見解をお伺いいたします。



○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員制度については、平成29年度の地方公務員法及び地方自治法の改正により創設され、令和2年4月1日より導入されました。その処遇として、期末手当については、制度開始より支給が可能となっておりますが、一方、勤勉手当の支給については、支給実績が広がっていない国の非常勤職員との取扱いの均衡や、期末手当の支給状況を踏まえた上での国の検討課題とされておりました。

その後、会計年度任用職員の期末手当の支給が定着したことに加え、国の非常勤職員においては、期末手当に加えて勤勉手当の支給が可能になったことから、今般の地方自治法の改正により、令和6年度より地方公務員における会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったところ です。

期末手当、勤勉手当とも民間における賞与に相当するものと理解されているところがあると思いますが、公務員における給与制度上は、その性質が異なるものです。期末手当については、民間における賞与等のうち一律支給分に相当するもので、その支給基準は、職員の在職期間に応じて支給することとなっております。一方、勤勉手当については、民間の賞与等のうち、成績査定分に相当する給与で、職員の勤務成績に応じて支給することとなっております。

以上のことから、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、現在実施している人事評価における勤務成績の取扱いを整理し、正職員との業務内容や責任の違いなどを考慮するとともに、本来の勤勉手当の趣旨や人材確保の観点等を踏まえた上で、その支給の可否を判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありませんが、いいですか」の声あり）泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子君） 再質問ではありませんけれども、会計年度任用職員の皆さんに人事評価もあるわけですので、仕事はもう正職員と同じような仕事、そして、責任も重くなっている、そして人事評価もあるということですから、ぜひ勤勉手当を支給するよう、早急に実現していただきたいということを申し述べて終わります。

○議長（森元淑雄君） これで、10番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（森元淑雄君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

今回の質問は3問ありますけれども、そのうち2つにつきましては、二、三年前に質問したものの続編といった形になります。当時とは社会情勢等が変わってきたこともありますし、あとは教育長に新しく栗林先生が就かれたということもありまして、改めてお考えをお伺いしたいなと思ひまして、このような質問とさせていただきます。

それでは、まず、1問ずつまいります。

まずは1つ目、六郷高校へ給食を提供することの「検討」を。

令和3年6月定例会で、六郷高校への支援をテーマに一般質問をしました。そこで、「六郷高校に給食を提供する考えは」と聞いたところ、前教育長からは、「町内小中学校の児童生徒に教育活動の一環として提供している給食を、県立高校であり、かつ町外の生徒も在籍している六郷高校へ提供することは、学校給食法の趣旨から外れるものであり、困難」との答弁をいただきました。

この判断についてですが、私としては、法律の解釈の幅によるもので、絶対的な正解ではないと受け止めています。現に何年も前から、町が県立高校に給食を提供しているところは、秋田県外では幾つもあります。県内でも、羽後高校は昨年からは給食の提供を始めました。

羽後高校の今年度の入学者数は41名、前年度の生徒数21名と比較し1.7倍の伸びを見せています。給食の提供が生徒増加の一因となっていると考えられます。

六郷高校の場合も、給食を提供することについて、まずは「検討してみる」ことが必要ではないでしょうか。羽後高校などの先進事例を調査した上で、「実施する・しない」を判断すればよいのではないのでしょうか。

保護者の負担軽減、食育の推進など、給食には多くの利点があります。六郷高校の存続を願い、秋田県に要望活動を行うことも大切ですが、もっと実効性のある積極的な支援策を打ち出していくことが重要だと考えます。

六郷高校へ給食を提供することについて、実施の是非を検討するかどうか、見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守君 登壇）

○教育長（栗林 守君） ただいまのご質問にお答えします。

学校給食法による学校給食とは「義務教育諸学校において、児童生徒に対し実施される給食」とされており、町としてもその趣旨に基づき、心身の健康な発達を促すことを目指し、教育の一環として給食を提供しているところでもあります。

さて、質問にありましたように、羽後高校では昨年8月下旬より、羽後町から学校給食の提供が開始されております。

確認しましたところ、羽後高校の全校生徒86名のうち羽後町在住の生徒は50名で、割合としては58.1%でした。

また、給食は希望者のみへの提供で、全校生徒86名中、約8割の生徒に給食を提供しているとのことです。

ただ、開始してまだ日が浅いため、その効果とかメリット、デメリット等の詳細については今後の検証となるようです。

なお、六郷高校の全校生徒は138名であり、そのうち美郷町在住の生徒は52名で、割合は37.7%となっております。

町による県立高校への給食提供が実現するには、県教育委員会や県立高校の意向、法令等制限のクリア、栄養教諭の配置、施設・設備や人員の対応、改修に伴う費用負担、条例や規則の改正など、たくさんの課題を解決しなければならなかったと思われまますので、それらについて調査研究したいと考えます。その上で、町としてどのような支援が望ましいかを見極め、考えていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） 続きまして、モンベルの通学用バックパックを新入学児童に配布しては。

令和2年3月定例会で「高価なランドセルを買わなくても済むように、児童の通学用かばんとしてリュックの推奨品を指定してはどうか」といった内容の一般質問をしました。前教育長からは「教育委員会が方向づけることは適切でなく、保護者の理解が得られるものを各学校の裁量で定めるべき」との答弁をいただきましたが、その後の社会情勢等の変化もあったことから「モンベルが開発した高機能な通学用バックパック「わんパック」を新入学児童に配布してはどう」かと、改めて提言をいたします。

多くのメディアで報じられたため、既知の方も多はずですが、富山県立山町は、包括連携協

定を結んでいるメンバーの「わんパック」を新入学児童全員に配布し、町民からは大いに喜ばれているとのこと。美郷町も同じ事業を実施すべきではないでしょうか。そこまでは難しいとしても、「わんパック」を推奨品として指定すれば、子育て家庭の負担軽減を図ることができます。

ランドセルの問題点として、必需品でありながら高額な出費が求められること、町内で購入することが難しいなどが挙げられます。

ランドセルはかわいい孫のため祖父母が購入してあげるもので、その楽しみを奪わないでほしいという声もありますが、全ての子供に祖父母からの支援があるわけではなく、それに、入学祝いに買い与えるものはランドセルでなくてもよいはず。最近「ラン活」という言葉もあり、ランドセルの購入がとても面倒になっているという状況もあります。入学の1年近くも前からネットを見て情報収集を始めるような状況です。

美郷町もメンバーの「わんパック」を新入学児童に配布することを考えてみてはどうでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

児童の通学用かばんにつきましては、以前、教育長が答弁したように「町教育委員会が方向づけることは適切でなく、保護者の理解が得られるものを各学校の裁量で定めるべきもの」と私も認識しております。

一方、「第3次美郷町総合計画」の策定検討においては、子育て支援の強化を図るため、経済的支援の一つとして、児童の通学用かばんに関する学校の裁量権を認識しつつ、議員ご提案の通学用バックパックの小学校新入学児童への配布か、入学関連経費に広く活用できる現金給付か、どちらが望ましいかを比較検討しております。

その結果、無償配布することで利用に関する同調圧力が生じないかという懸念、多種多様な色やデザインのあるランドセルの中から、児童が長きにわたり使用するものを自分で決められるという選択の自由性、祖父母が孫のために買ってあげたい思いの存在などを考慮し、通学用バックパックの配布ではなく、現金給付のほうが望ましいと判断し、小学校・中学校に入学する児童生徒に対して1人3万円の入学祝金を給付する制度をスタートさせているところです。

なお、先ほども答弁しましたが、県外自治体の例ですが、令和5年度の新入学児童に無償配布した通学用バックパックの使用状況は、178人中70人の使用で、約39%の使用率とのことでした。

以上のことから、町としては引き続き入学祝金制度を継続し、通学用かばんなど入学関連経費

にご活用いただくことで、保護者の負担軽減を支援してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） ご答弁いただきありがとうございました。

いつもは町長からの答弁の後、すぐ再質問ということで頭がついていきませんが、今回、今日に関しては、前もって聞かせていただいているのと同じようなことですので、ちょっと余裕を持って再質問ができるなど。

通告書にちょっと入り切らなかった部分、字数が多過ぎて入り切らなかった部分などの説明から含めましてお話をさせていただきたいと思います。

まずは、無償配布という部分ですけれども、私は、通告書に無償配布とは書きませんでした。配布には無償もあれば、有償もありますということで、私はいろいろ考えたところ、高負担とはならない金額の有償配布のほうがいいのではないかと思ったところです。教育の無償化、子育て世帯の負担軽減ということが言われていますけれども、小学校に入るときのかばんだけ無償にすればいいものではないと考えております。中学校のかばんや制服はどうなのか、小・中学校のトレパンはどうなのか、給食費はどうなのか、どこに補助を入れれば効果的なのかということは幅広く見て判断すべきものだと考えます。それに、無償で物がもらえるとなると、物を大事にしないということにもつながりかねませんので、高負担とはならない有償配布のほうがいいなと思って、通告書には幅を持たせたような書き方をしたところです。

あとちょっとだけ個人的な経験を語らせていただきますと、私は小学校のとき親から買ってもらった黒いランドセルで6年間学校に通いました。ただ、私の2級下の学年、私が小学校3年生のときの1年生からはリュックに変更となりました。学校が統合したことを契機に、新しい校章ワッペンをつけたリュックが指定され、その年の新生徒からは、皆がリュックで通うようになりました。私はそのリュックを見て、かっこいいなと、自分もランドセルをやめてリュックにしたいなと思ったものですが、要するに何が言いたいかというと、人間の感覚なんてちょっとしたことですぐ変わってしまうものだなということを申し上げたいわけです。

今回の私がこのような一般質問をした理由としては、一番のところは、通告書にはちょっと書き切れない部分なんですけれども、率直に言いますと、ランドセルなんかもうやめませんか。私は脱ランドセル、そのためにはモンベルのリュックがいいんでないですかというふうなことを申し上げたいと思いました。

小学校入学に当たって、通学用のかばんが必要になるなら、学校で使うトレパンと一緒に町の学童用品販売店でまとめて安く買えたほうが便利じゃないですかと。子育て世帯にとっては、家計の負担だけでなく、仕事も忙しい中で、「ラン活」なんて面倒なものに時間を取られたくないよと。その苦勞を理解して解決を図るべきではないかなと、私はこのように考えました。

ランドセルが町の補助などもあって皆さん買えているじゃないかと、買えているからいいじゃないかという話ではないと。これは、個人の家庭の問題に終わらせてはいけないと思います。社会全体の問題だと思います。社会問題ですから、解決を図らなければいけないと、私はそのように考えています。

3年前に一般質問で取り上げたときよりも、ランドセルに振り回される世の中が一層進んだなと私は感じております。入学する1年以上も前からネットで情報収集を始め、カタログを取り寄せて展示会に足を運んでと、なぜこんなことしないと通学用のかばんが手に入らないのか。私は自分の息子のために私の両親からお金を出してもらってランドセルを購入したのは、もう15年も前になりますけれども、当時は「ラン活」なんて面倒なこともなく、もっと簡単に購入することができました。自分が今こんな面倒なことをやらなければいけないかと思うと、子育てって何と大変なものだと、もうやめたくなるなという気持ちになります。

「ラン活」がエスカレートする原因は、祖父母のお金が孫のランドセル購入に注がれるため、その結果、ランドセルの高級化、おしゃれ差別化路線が進むからです。ランドセル以外にも使っていることになっているのかもしれませんが、しかし、実質的にはランドセルは義務化された状態にあると私は捉えています。ランドセルは、家庭の経済力が表れるファッション性の強い商品なので、ひと目見て安物だと分かるような品は買いたくない。リュックなんか買ったら、あの家はランドセルを買うお金がないからだと笑われて、いじめの対象になってしまう。こういった性格の商品だから、周囲の目を気にしつつ、恥ずかしくない価格帯のランドセルを皆が買い続けることになる。社会全体としてこういうことになっていると、まずこれを認識する必要があると思います。

大人の世界の商品でいうと、車ですとか腕時計に近い商品になっていると思います。動けばいい、時間が分かればいいという車、腕時計ですけれども、中には高級なものを持っている人もいます。ただそれは趣味の世界の奢侈品の話ですから、それをとやかく言うことではないと思いますけれども、しかし、ランドセルについては、勉強するための道具、公教育を受けるための必需品です。それが家計の状態を表す、シグナリングするような奢侈品になってしまっているのはおかしいことではないでしょうか。

中学校へ入るときは、皆同じバックに制服、トレパンです。どうしてそれと同じようにできないのでしょうか。

ランドセルを認めてしまっている限り、リュックへの切替えは進みません。何でもいいよという話にはなりません。ランドセルはやめて、みんな同じリュックにしたほうがいいというのが私の考えです。

そのランドセルをやめるに当たり、一番いいのは、美郷町の場合、モンベルのリュックではないかと、私はそのように考えております。

リュックの引渡しの場所になるのは、町の学童洋品店……。

○議長（森元淑雄君） 鈴木君、脱ランドセルは通告にありませんので、その辺のところを考慮して再質問。

○3番（鈴木正洋君） それではまとめに入ります。

保護者が負担に感じている「ラン活」というものをやめるために、私はモンベルのリュックがいいと考えましたけれども、町では保護者がやらねばいけないこの「ラン活」について、どのように考えていますかと。町の商店で安くリュックが買えるほうがいいのではないですかと。そのような対応、もし町の商店のほうでリュックが販売されているのであれば、そのようなものを推奨するような町の動きはないのでしょうか。松田町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森元淑雄君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。私語は慎んでください。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

1点目の配布についての理解の仕方ですが、議員の質問趣意書の中に、配布という表現と推奨品という表現がありましたので、有償配布と推奨品の違いがよく私のほうは理解できませんでした。したがって、配布は無償配布というふうに捉えたので、先ほどの答弁でした。推奨品をどう捉えるかということと有償配布の違いがよく分からないということです。

それから、ただいまの「ラン活」についてどう考えるかですが、全員の方がそういったことをなさっているわけではないと私は思いますが、一つの取組を全体の象徴的な取組と捉えるのは危険性がないかと私は思います。ですので、いろんな考え方がある、あるいは、いろんな取組方がある中で、どういうふうに判断し、町としての施策に反映させるかという観点で現在の制度を選択している次第です。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○3番（鈴木正洋君） それでは、3問目です。

選挙の利便性の向上についてです。

これは2項目あります。

1番、投票区の境界調整と共通投票所の導入を。

4月に行われた県議会議員選挙から、再編された17投票区、17投票所による選挙となりました。これまでとは違う投票所へ足を運んだ人も多くいたことでしょう。

投票所の位置を地図で確認すると、指定の投票所が投票者の最寄りとはならない場合があります。六郷地区の場合、町部の中心を囲むように4つの投票所（鑑田コミュニティセンター、保健センター、六郷小学校、大島会館）が設置されています。隣の投票区の投票所のほうが近い人もいれば、どの投票所へ向かっても同じように遠いという人もいます。

六郷地区以外を見ても、同じような状況の地域はあります。この問題へ対応するため、投票区の境界調整を行い、また、共通投票所の導入についても検討すべきだと考えます。

投票区の境界調整は、行政区ごとに最寄りの投票所を確認し、帰属させる投票区を見直すことになります。

共通投票所の導入は、二重投票を防ぐ対策が必要になりますが、どの投票所でも投票できるようになれば、利便性は格段に高まります。買物先の近くにある投票所や駐車場の広い投票所などを選ぶ人もいることでしょう。ぜひ検討してほしいものです。

2番、期日前投票をする人から、選挙公報を見てもらうために。

選挙公報は、美郷町議会議員の選挙でも前回から発行されるようになりました。しかし、期日前投票を早く済ませてしまった人にとっては、後で公報が届くため、余り意味のないものとなっています。

立候補の届出が終了し、投票になることが確定してから印刷を始めるため、期日前投票の前に公報を届けることはできませんが、しかし、投票者が情報を閲覧できるような仕組みは、工夫次第で構築できると考えます。

一つの方法としては、期日前投票所の壁などに公報を貼り出すことです。もう一つは、電子情報化した公報をネットで公開し、参照できるようにすることです。選挙のお知らせはがきに参照用のQRコードを載せている自治体もあります。

美郷町においても何らかの対応を検討すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○議長（森元淑雄君） ただいまの質問の相手は選挙管理委員会委員長であることから、選挙管理委員会に説明員の出席要求をしたところ、書記長の高橋 穰君を出席させる旨の回答がありまし



たので、答弁を求めます。選挙管理委員会書記長、登壇願います。

(選挙管理委員会書記長 高橋 穰君 登壇)

○選挙管理委員会書記長(高橋 穰君) ただいまのご質問にお答えいたします。

投票区については、公職選挙法により選挙管理委員会が設けることとされておりますが、明確な設置基準が規定されておられません。それは、各自治体の実情に合わせることを望ましいとされるためであり、町選挙管理委員会では、有権者数や投票所までの距離などを勘案し、現在17の投票区を設置しているところです。

ご質問にあった六郷地区の4つの投票所については、ご指摘のとおり、有権者によっては別の投票所のほうが近いという方もいるかとは思いますが、有権者数では、第7投票区、六郷小学校で1,170人、第8投票区、大島会館で1,120人、第9投票区、保健センターで1,100人、第10投票区、鑓田コミュニティセンターで761人とおおむね均衡が取れていると認識しているところです。

このような状況において、行政区単位で行政区の有権者の総意の下では投票区を見直す余地はあるものの、投票所までの距離を理由に1つの行政区を分けてまで投票所を変更した場合、混乱が生じることが懸念されます。また、この4投票区も含め、投票区全体を単に投票所の距離のみで見直すことは、現状では考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

次に、共通投票所についてですが、この制度は、平成28年の法改正により創設されたもので、投票日当日にいずれの投票区に属する選挙人も投票することができる投票所であります。

県内の自治体では、2市が導入しておりますが、その状況を伺ったところ、ある市では、効果として、当日投票者全体の5%ほどが利用し、「利便性がよかった」「従来の投票所より投票しやすい」などの声があったとのことでした。一方、二重投票防止のため、共通投票所を含む全投票所をネットワークでつなぐ必要があり、モバイル端末やソフトウェア、システムライセンス使用の導入による多額の経費の発生やシステム運用のための職員の増員配置など、今後のランニングコストが課題であるとのことでした。

また、別の市では、投票所を大幅に減らすことと併せて、全ての当日投票所を共通投票所とした経緯があり、期日前投票所と当日投票所を同じ扱いにしているとのことでした。

以上のことを踏まえますと、現在の投票所を維持したまま共通投票所を設置した場合には、一部の有権者の利便性が高まることが期待できるものの、費用対効果が高いとは言えず、また、導入経費を抑えるために投票所の大幅削減を行った場合には、遠距離の有権者が増加し、

投票率の低下を招く可能性があることから、町選挙管理委員会としては、現時点では設置は考えておりません。

共通投票所の機能を有する期日前投票制度を活用していただくことで、ある程度カバーできるものと考えております。

最後に、選挙公報についてですが、有権者の判断材料の提供及び投票率向上を目的に、令和3年9月の町議会議員一般選挙より導入いたしました。

その配布までのスケジュールですが、投票日5日目である立候補受付日、受付締切後直ちに印刷業者にデータを送付し、翌日の投票日4日目に印刷を終えた選挙公報を受領、その後、郵便局に受渡しをし、投票日前日までに全戸配布を終えるという流れになっており、議員ご指摘のとおり、早く期日まで投票を済ませた場合には、投票後に公報が届いてしまいます。

このようなタイトなタイムスケジュールであることから、令和3年の町議会議員一般選挙の際には、立候補受付後、同日中に有権者の判断に資するよう、選挙公報の電子データを町ホームページに掲載していたところですが、今回のご意見を踏まえ、ホームページに掲載する旨を、例えば、町広報での事前告知や選挙入場券はがきに文言を印刷するなど、周知を図ってまいります。

また、選挙公報を期日前投票所に貼り出すことについてですが、町選挙管理委員会では、希望者が公報をお持ちいただけるよう、期日前投票所へ備え付けて対応しておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時58分）